

東京駐車協会／令和6年度事業計画

自 令和 6年4月 1日

至 令和 7年3月31日

まちづくりと連携した駐車場の配置や出入り口の制限など都市政策や交通政策を踏まえた駐車場のあり方が求められている。また、情報通信技術の進展やDX化の動きは、駐車場事業に新たなビジネススタイルをもたらしつつある。さらに、クルマをめぐる自動運転・シェアサービス・EV化の動き、公共交通との棲み分けや新たなモビリティの登場などは、交通結節点としての駐車場のあり方自体を変えていくことになるだろう。

一方、駐車場の運営管理で日々発生する問題や施設の老朽化対応など駐車場を取り巻く課題には様々なものがある。

このような状況において業界が発展し、社会に貢献していく上では、国や東京都などの政策を始め駐車場に関連する新たな動きや様々な分野の動きに対して広くアンテナを張り、対応していくことが必要となり、協会としては、価値ある情報を会員及び駐車場関係者に広く発信していくことが求められている。併せて、会員相互の交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を活発に行うことが、業界の発展・成長に寄与すると考える。

このような考え方を背景として、次の6つの活動基本方針を掲げ、協会活動を実施していく。

1. 活動基本方針

- (1) 会員相互の情報交換・意見交換及び相互啓発を促進する。
- (2) 価値のある情報をより多く収集し、会員などに広く情報発信する。
- (3) 新規会員の入会を促進する。
- (4) 協会独自事業（駐車場案内標識事業）を推進する。
- (5) 上部団体である全日本駐車協会が行う事業活動を中核協会として積極的に支援し、また、各地駐車協会との連携を強化する。
- (6) 東京都他関係官庁の各種施策への協力や意見具申を積極的に行う。

2. 理事会活動

4月、5月、9月、11月に定例理事会を開催する。（年4回）

必要に応じて臨時理事会を開催する。

3. 委員会活動

- (1) 委員会は、総務委員会他、計6委員会をもって構成する。
- (2) 委員会は、理事会の補助機関として、別に定める令和6年度各委員会検討事項に基づいて、それぞれ所掌する事項について活動を行う。
- (3) 委員会は、対面で開催する委員会をオンラインで結ぶハイブリッド方式の会議とする。
- (4) その他、社会情勢の変化に伴う諸問題などに対応するため必要な場合には、理事会の承認を得て特別委員会を設置する。

4. 組織活動

- (1) 駐車場事業者及び関連事業者との全国的な交流、駐車場関連情報の入手、団体パーキング保険加入などの当協会会員のメリットを訴求し、入会を促進する。
- (2) 各種研修会や見学会などを通して、会員相互の交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を促進し、

また、必要に応じて、コンサルタント・学識経験者などの紹介や会員相互のマッチングを行う。

- (3) 協会に新たな風を吹き込むべく、情報通信技術や新たなビジネススタイルで駐車場関連事業に取り組む会員などの協会活動への積極的な参加を促す。
- (4) 全日本駐車協会独自事業（団体パーキング保険・全日駐規格「汎用（共通）駐車サービス券」）の更なる普及促進に向けて協力支援を行う。

5. 調査研究活動

- (1) 会員駐車場調査については、令和3年度に調査内容の大幅見直しを行い、昨年度はWebアンケートシステムを導入している。調査内容・調査方法・調査頻度などを振り返り、回答者の負担軽減も考慮した上で会員ニーズにより適合した調査とすべく、全日本駐車協会と協議する。（本調査を毎年実施するか否かを含め検討する）
- (2) 協会内外のネットワークを拡充し、駐車業界に関係する新たな動き、経営課題、現場の困りごとなどに関する情報収集・調査研究を行う。主な対象は次の通り。
 - ①情報通信技術などの活用による駐車場のDX化や新しいビジネスモデルなどに関する事項
 - ②最新駐車場設備機器、リニューアル事例、安全対策、バリアフリー対応、環境・景観対応などに関する事項
 - ③現場で発生する困りごと、事故事例、係争事例だ度に関する事項
 - ④自動車業界の動向など駐車場事業を取り巻く動きに関する事項
 - ⑤海外の駐車業界に関連する事項
- (3) 東京都他関係官庁の駐車場関連施策など、次のような内容について情報収集を行う。
 - ①駐車場条例、駐車場整備計画、附置義務制度、荷捌き駐車対策、自動二輪車対策、観光バス駐車対策などに関する事項
 - ②駐車場施策に関係するまちづくりや交通政策に関する事項
 - ③バリアフリー対策、駐車場内での事故（火災含む）及び犯罪の防止、飲酒運転の根絶などに関する事項
 - ④EV充電設備助成などのEV車普及促進施策に関する事項

6. 教育研修活動

当協会が主催する春季駐車場研修会について、会員のニーズを踏まえたタイムリーな企画にするなど内容の充実に努める。また、全日本駐車協会主催の研修会などを積極的にサポートする。（全日本駐車協会総会後の講演会・見学会についてもサポート対象とする）

7. 広報活動

- (1) 駐車業界に関係する各種情報、東京都他関係官庁の施策などに関する情報、当協会の活動、会員に関する情報などを、幅広くかつタイムリーに発信する。
- (2) 機関誌「PARKING」の当協会広報ページ「PARKING IN TOKYO」とホームページそれぞれの特徴を活かした有効な情報発信に努める。
- (3) 会員メールアドレスの登録数を増やし、機関誌やホームページとともに、情報提供や連絡手段として積極的に活用する。
- (4) 機関誌の電子ブック化やホームページの会員専用ページの導入について検討する。

8. 駐車場案内標識設置活動

- (1) 駐車場設置者・運営者などに対して、駐車場案内標識事業及び公益財団法人東京都道路整備保全公社の

助成金制度を周知し、標識の新規設置を促す。

(2) 設置者による日常点検の実施を促進し、設置後一定の年数を経た標識、損傷が見られる標識の建替などを促す。

9. 関係官庁の推進する施策への協力

東京都他関係官庁と良好な関係を継続し、各種施策の周知徹底に加え、各種委員会などに参加し、意見具申を行う。

10. その他

新年賀詞交歓会及び総会後の意見交換会の開催方式を振り返り、必要に応じて変更を行う。

以 上